

沖縄労働局発表  
平成30年6月29日

担	沖縄労働局労働基準部
当	労働基準部長 松野 明広
	賃金室長 嘉手納 尚
	電話：098-868-3421

## 平成30年度沖縄県地域別最低賃金の改正を沖縄地方最低賃金審議会に諮問

－「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」－

### 1 趣旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等セーフティネットとして重要な役割を果たしています。

沖縄労働局（局長 安達 隆文）は、平成30年度の沖縄県地域別最低賃金の改定について、7月2日に開催される平成30年度第1回沖縄地方最低賃金審議会において沖縄県地域別最低賃金の改正について諮問することを予定しています。

### 2 審議会開催日時

日時 平成30年7月2日（月） 午後3時～  
場所 那覇第二地方合同庁舎一号館  
2F 共用中会議室

### 3 現行沖縄県地域別最低賃金

737円（平成29年10月1日発効）